

令和6年度第1回・島本町住民福祉審議会 要点録

(令和6年8月9日作成)

1	会議の名称	令和6年度第1回・島本町住民福祉審議会		
2	会議の開催日時	令和6年8月1日(木) 午後2時00分～4時00分		
3	会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	明石会長、加藤委員、喜多委員、木下委員、草野委員、杉本委員、津江委員、中村委員、本間委員、前田委員、吉村委員 (以上11名)		
7	会議の議題	(1) 次期計画の策定に係るアンケート調査結果について (2) 現行計画の進捗状況について(令和5年度実績・令和6年度見込) (3) 次期計画の構成等について (4) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 座席表 ● 委員名簿 ● 資料1-1 地域福祉に関するアンケート調査報告書 ● 資料1-2 ひとり親家庭福祉に関するアンケート調査報告書 ● 資料2-1 現行計画の進捗状況まとめ(計画期間中の主な成果と課題) ● 資料2-2 現行計画の進捗状況(地域福祉計画) ● 資料2-3 現行計画の進捗状況(自殺対策計画) ● 資料2-4 自殺者の状況(H30～R5年) ● 資料2-5 現行計画の進捗状況(ひとり親家庭等自立促進計画) ● 資料3-1 次期計画の構成案 ● 資料3-2 次期計画の参考資料:「重層的支援体制整備事業」について ● 資料3-3 次期計画の参考資料:新たに包含する「各関連計画」の概要と動向 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和6年度第1回・島本町住民福祉審議会 要点録

(令和6年8月1日(木)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和6年度第1回「島本町住民福祉審議会」を開会する。

本日は、11名の委員にご出席をいただいている。

島本町住民福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

次に、会議の開始に先立ち、前回会議から、委員及び事務局職員の変更について報告し、新たに就任された委員の自己紹介をお願いする。

(委員の自己紹介)

会 長

本日、傍聴の申し出は3名となっている。島本町住民福祉審議会の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

【案件1】次期計画の策定に係るアンケート調査結果について

会 長

案件1「次期計画の策定に係るアンケート調査結果」について、事務局から説明をお願いする。資料1-1、1-2として、「地域福祉」と「ひとり親家庭」に関する2つのアンケートの結果報告書が配布されており、順に説明いただき質疑を行いたい。

委 員

今回資料を送付していただいたが、差出人の記載がない無地の封筒が使用されていたりとあまり厳重でなかった。重要な資料が入っているのだから信書の取り扱いには十分気を付けていただきたい。

事務局

資料のボリュームが大きく、印字のないマチ付きのものを使用したこともあり、取り扱いが不十分であった。以後このようなことのないよう留意する。

事務局

(資料1-1、1-2に基づき説明)

委員

調査報告書のすべてにわたって、横棒積み上げグラフの凡例が見づらく、どの数字に対応しているのかわかりにくい。読む人の立場になって、いかにして情報を伝えるかを工夫すべきだ。

事務局

調査結果を計画書に掲載する際には、凡例を見やすくするための工夫を行っていく。

委員

資料1-1、地域福祉に関するアンケート調査について、今回対象者を18歳以上から15歳以上に変更した理由は何か。

事務局

地域においては、例えば自殺やヤングケアラー、生活困窮といった様々な課題があり、また今回は重層的支援体制整備事業についても計画に盛り込んでいくことから、就学年齢の15歳以上の若者の意見を取り入れることを目的として対象を拡大した。質問項目が多いと回収率が下がる懸念があったため、設問項目は絞っている。インターネット回答による回収率は約12%となっており、今後も活用しながら回収率を上げていきたいと考えている。

委員

報告書には記述回答もすべて載せられており、非常に参考になる。

会長

これで終わりではなく、調査結果を計画や政策に効果的に生かしていただきたい。

【案件2】 現行計画の進捗状況について(令和5年度実績・令和6年度見込)

会長

案件2「現行計画の進捗状況(令和5年度実績・令和6年度見込)」を議題とし、地域福祉、自殺対策、ひとり親の各現行計画の主な成果と課題について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2-1、2-2に基づき説明)

委員

資料2-1の1ページ、LINEアカウントによる広報・啓発や、町ホームページに地域福祉関連ページが拡充されたとの報告があり、うれしく思う。一方で「広報しまもと」もそれに関わるものと思うが、広報における社協だよりのコーナーがあまりに少なく、多くの人に認識していただけているのか不安である。社協だよりのものは隔月であり私自身、相談業務などで社協の職員の方

が頑張っておられる姿に接し、社協だよりのコーナーを広報しまもとの中で拡充してほしいと思う。

事務局

社協独自の社協だよりと「広報しまもと」に掲載している社協だよりとがあり、社協には地域福祉における根幹の事業を担っていただいていることから、「広報しまもと」でも年間で2回ほど社協の特集を組んだり、可能な限り掲載させていただいている現状である。定期的に広報に掲載するのが可能なのか、社協だよりの棲み分けもあるため、検討させていただきたい。

会長

他市では差し込みであったりする中で、町では「広報しまもと」の中に掲載されており、つまり重要視されているということ。広報に掲載があること自体評価したいところである。

委員

町のホームページで更生保護に関するページが、検索しても出てこない状況である。他の保護司からもそういう意見が出ているが、更生保護に関するページは設けられているか。

事務局

更生保護に関するページは設けている。地域福祉に関するページから「更生保護」と検索していただければと思うが、ヒットしにくいとのことなので改善する。

委員

資料2-1の5ページをみると、自殺対策にしっかり取り組まれていると感じる。資料1-1の77ページにも、自殺対策に有効な取組として「ゲートキーパーの養成」という回答が一定数あり、養成にしっかり取り組まれている印象。関連して同資料の44ページの「福祉について学ぶ機会があるか」の回答も参照しながら、研修への参加を促す取組を考えられないか。気軽にダウンロードできるオーストラリアの「メンタルヘルスファーストエイド」というものがあり、私は中学生・高校生にもこれを使用したことがあるが、当事者だけでなく一般の人にも広がればと思う。地域の活動に参加されない方でも研修には出たいという人はいるので、ゲートキーパーだけではなく、今後こういった研修をどう進めていかれるのかお聞きしたい。

事務局

第1期自殺対策計画期間中の取組では、ゲートキーパー養成研修は軌道に乗り始めたところでコロナ禍により中断した。今後は主に地域福祉計画において、子どもや学生に対して重点的に研修を行っていききたい。

委員

先ほどの資料説明の際に、子ども食堂が増えたという話があったが、そこにゲートキーパーの方がいれば、子ども食堂もいい形で機能的に発展していくのではないかな。

委員

成年後見制度利用促進計画を盛り込むとのことだが、実際制度を利用してみると、いろいろと費用面で驚くことがある。制度が必要だとは思いますが、私も先日親族の申請を行ってその費用を負担したが決して小さい金額ではなく、それを回収できないのはつらいところである。そういったマイナス部分は知られているのか。

事務局

成年後見制度はご本人と親族に申し立てていただくのが基本となる。親族が見つからないなどの特殊な場合、市町村長が申し立てを行い、市町村長の立て替え支払いとなるが、所得や負担に応じて後で費用を請求することもある。助成制度はあるが、本人の所得が低い場合などに限られ、基本的な親族申し立てでは、現時点では、報酬や申し立ての費用についての助成制度はない。

【案件3】次期計画の構成等について

会 長

案件3「次期計画の構成等」について、議題とする。次期計画の構成案や、次の計画で検討する「重層的支援体制」について、また、次の計画に包含する「関連計画」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料3-1、3-2、3-3に基づき説明)

委 員

地域福祉計画においては「相談支援体制の強化」が施策としてあげられ、成果や今後の方向性について報告いただいた。高齢者、障害者、ひとり親、子どもなど、多種多様な相談について、どこに問題を相談してつなげてもらうかということは大きな問題であり、役場に相談し親切に対応してもらったがたらいまわしになった、どこに相談すればよいのかわからないといったことも聞く。今後の方向性として、新庁舎において集約化した窓口を設置されるのか。

事務局

もともと実施している分野ごとの包括的な相談事業を軸として、新規事業を足して展開していくことになり、新庁舎において、例えばそこで全部を受け止めるような窓口が構築されるというわけではない。高齢者、障害者、子どものそれぞれの相談支援機関の連携を強化する、あるいは調整していく機能を持たせていくことが重層的支援の内実になる。子ども分野に関しては、現在母子保健の分野と児童福祉の分野のそれぞれで子育て支援を行っているが、令和7年1月から「こどもすこやかセンター」としてひとつに集約され、この分野内での相談支援の集約化は図れるが、子ども・障害・高齢などのいろいろな分野の調整については、重層的な支援体制を構築する中で検討し、この調整機能をどこが担うかという議論を進めていく必要がある。

委 員

最初にこの窓口に行けば適切な場所につないでいただける窓口ができるということか。

事務局

いわゆるワンストップ窓口があってそこですべてが解決するというような形を考えていない。まずは、各分野の相談機関を調整する機能を役場がもつか、社協がもつかを検討しているところである。

会長

ひとつの窓口で受け止めてそこで解決するのではなく、いろんな窓口で相談を受け止めて、案件によって関係機関が必要に応じて集まる、重層的支援体制が発動するというイメージである。

事務局

他自治体でも、ワンストップの総合相談窓口を設置するパターンや案件によって関係機関が集まるパターンがあり、またその場合でも進捗管理を誰が担うかなど様々な事例があり、今後検討を進める。コンパクトな町であるため、現状でも、関係課がほとんど同一部局内にあり、複合的課題があれば集まって課題解決に向けて動くことができている。課題としては、関係するすべての領域の進捗管理を行って解決につなげる調整機能が弱いと考えている。

委員

重層的支援体制について期待したい。小さい町だから現状でも連携ができているとのことだが、支援を進める上で、社協の情報や福祉推進課の情報について横のやりとりがなく、特に個人情報の面で連携できていない部分があると長年感じている。個人情報の課題や、関係機関間を連携・調整する人員の確保など体制整備を進めていただきたい。

会長

この事業は、重層的支援をする体制を整備する事業であり、任意事業だったものから自治体の責務というように法律で示された。国としては、成年後見の分野でもそうであるが、ワンストップ窓口をつくる、あるいは近隣自治体と連携するなど、規模も進め方も違う自治体にあったやり方で進めよと言っている。島本町の実情に合わせて、今までのものを充実させるということになるのか、やってみないとわからない部分はあるが、設計図は示されているので、それをどのように島本町らしくカスタマイズしていくのが課題かと思われる。

委員

資料3-2の重層的支援体制の事業の対象者の例として、5つ挙げられているが、大阪府ではもうひとつゴミ屋敷やペットの多頭飼育といった環境的な問題も例として挙げられており、町ではそういったものはないかお聞きしたい。また、ひきこもりについて、資料2-1の6ページに就労準備支援とあるが、ひきこもりに対してはこの就労準備支援だけを実施している形か。

事務局

環境の問題については、担当部局で把握しているものはあるので追加を検討する。また、就労準備支援は令和3年度から始めており、それとは別で、令和4年度からひきこもりの方の調整も開始した。ひきこもりの実態としては、令和4年度で、相談件数が15件、実際支援につながっている

のが12件から13件と聞いている。就労準備支援は、就労の前段階のところで人と接したりとか家から出たりが難しいといった段階を含めて支援をしている。就労先の掘り起こしを進めているが、実績としては、令和4年度は3件、令和5年度は0件と難航している。

委員

私自身、ひきこもりについていくつか協力している自治体があるが、すべてうまくいっていない。就労を最終目的にされているところが非常に多く、実際ひきこもりの当事者と話すと、「何で働かないといけないの」と返されることもある。目標を就労に限定せず、例えば、就学や外出する、もしくはイベントやボランティアに参加する、SNSでコミュニケーションをとるといったように、目標を修正することも検討されたい。ひきこもりは、各自治体において、重層的支援の中でもうまくいっていない項目のひとつである。また、地域で協力いただける地場産業、商工組合、企業や学校などの社会資源があるかどうか大きな課題となる。

事務局

本町の人権相談からつながったひきこもりの好事例として、里山を整備している人のところへ見学に行きたいということで、実際相談支援員と一緒に見学に行ってみると楽しくて、最終的に就職につながった例がある。支援に向けてはなかなか想像できないようなものが資源になることもあり、掘り起こしていければ就労へつながっていくこともありうる。それらを蓄積して、支援につなげていきたい。

委員

再犯防止については、先に高槻市で整備が整い、保護観察所の方からも説明をいただいた。この度、計画に盛り込まれるということで期待している。

委員

資料2-1の3ページに個別避難計画の作成とあるが、関連して、防災介助士が障害のある方にとって大変助かる存在であると聞いている。町では防災介助士についてどういった現状か。また、高齢者虐待に関連して、やさしさを伝えるケアとしてユマニチュードの周知を図る必要があるのではないか。専門職だけでなく家庭においても、周知を図るべきと思うが、現状はどうなっているか。

事務局

防災介助士について、有資格者を配置して支援に組み込むということは現状ではできていない。防災介助士の中身を精査して、防災担当部局と会議等を重ね調整させていただきたい。ユマニチュードをケアに取り入れられているところがいくつかの事業所であると思うが、町内における実態は把握していない。今いただいたご意見を踏まえ、推進に努めたい。

委員

資料2-1の8ページ、ワークライフバランスの主な成果として「母子・父子自立支援員を『ひとり親家庭・女性支援員』に改称し、『困難な問題を抱える女性』への相談にも対応」とあるが、女性に重点を置くようにその性質が変わったのか。

事務局

今年4月からの変更であるが、女性支援新法に伴って困難を抱える女性への支援員を配置する必要があり、また新たに支援員を配置するには対象者数がそれほど多くない現状も踏まえ、もともとひとり親家庭や女性等への支援にノウハウを蓄積しているひとり親専門の支援員を母体にして、女性への支援を兼ねるという形で再編成した。

委員

資料2-1、5ページに「すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう」とあり、非常にいい取組だと思う。WHOが自殺対策というのをおよそ4つ挙げている。自殺に至るまでのアクセスを禁止する、マスコミも含めた報道のあり方を規制する、若年者がライフスキル・生きる術を身に着ける、早期に自殺しそうな人を見つけて早期に支援をしていく、というようなことである。その中でもマイノリティに対しての支援が言われており、学校での生きづらさが日本においては高い傾向があると考えられるため、教職員や学校がいかに子どもたちの相談に対応していくかが課題である。教職員に限らず、学校のスタッフ全員がゲートキーパーの役割を果たせる体制が求められている。取組をさらに推進していただきたい。

委員

子どもを抱えたお母さんの飛び込み自殺という悲惨な事件が数カ月前にあった。理由は不明であるが、育児の問題なら近くに乳児院があり、対策をやっても届かなかったのかと非常に残念な気持ちである。

【案件4】 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

今後は次期計画の素案を策定し、10月から12月にかけて、3回程度審議会を開催し、計画案の審議を進めたいと考えている。1月にはパブリックコメントを実施し、2月～3月頃に最終の審議会を開催し、計画最終案の確認を行う予定である。

次回の会議開催は、10月頃を予定しているが、後日日程調整をさせていただく。なお、12月には委員任期が満了を迎え、委員改選も必要となるため、10月頃には、委員推薦、就任の依頼も行う予定である。

会長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>